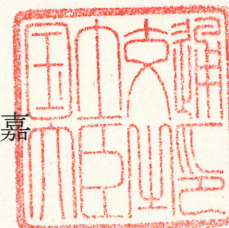


国海員第 2 4 2 号
令和 2 年 1 1 月 1 2 日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 0 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 6 9 号

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員法施行規則（昭和 2 2 年運輸省令第 2 3 号）の一部を別紙に従って改正することについて、船員法第 1 1 0 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部改正関係

酒気を帯びている者に航海当直を実施させてはならない船舶の船長に、専ら平水区域等において従業する漁船の船長を追加するため、所要の改正を行う。